



令和8年2月27日（金） 第10375号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民活動支援・広聴課）	3
○群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	3
○群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害政策課）	3
告 示	
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
○同	4
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定（農業構造政策課）	4
○同	5
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請（同）	6
○同	7
○同	8
○農業振興地域の区域変更（同）	9
○同	9
○都市計画公園の変更に係る縦覧（都市計画課）	9
○同	10
○都市計画墓園の変更に係る縦覧（同）	10
教育委員会規則	
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）	11
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	12
○政治団体の異動事項	13
○政治団体の解散届出	14
○資金管理団体の名称等	14
○資金管理団体の指定の取消し等	14
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正	15
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	15
人事委員会規則	
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	16
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	16
公安委員会規則	
○交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）	18

議 会 訓 令

○群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（総務課） 19

落 札

○落札者等の決定（下水道総合事務所） 20

○同 20

○同 20

○同 21

■規則

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四号

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則(令和五年群馬県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「あひ」を「あひ」に改め、「又は住民基本台帳カード(住所記載のあひちの)」を削る。

別記様式第十四号、別記様式第十六号及び別記様式第十七号中「あひ」を「あひ」に改める。

別記様式第二十号及び別記様式第二十八号中「あひ」を「あひ」に改め、「又は住民基本台帳カード(住所記載のあひちの)」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用するることができる。

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五号

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県小水道条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「トリクロロエチレン」の下に「、ペルフルオロ(オクタンー一)スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(別名FOA)」を加える。

第十条中「別記様式第四号」を「水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)様式第十二の例によるもの」に改める。

別記様式第四号を削る。

附則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六号

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年群馬県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「指定等」の下に「に係る手続」を加える。

第三条の見出し中「申請等」を「表示」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

第三条の二及び第三条の三を削る。

第四条の見出しを「(廃止等の届出)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

様式第一号から様式第二号までを次のように改める。

様式第一号及び様式第二号 別添

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 伊勢崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎市の区域の一部。なお、伊勢崎市長沼町、上蓮町、飯島町、田中町、阿弥大寺町、東上之宮町及び境下湊名の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 藤岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 藤岡市の区域の一部。なお、藤岡市中大塚、下大塚、本動堂、森新田、中及び篠塚の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
高崎市寺尾町薬師2645番2	田	1,230	（亡）小林富士夫

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

賃借権	令和8年4月1日	令和18年3月31日まで (10年間)	60,270円 (年額4,900円/10a)
-----	----------	------------------------	---------------------------

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局高崎支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局高崎支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
高崎市新保田中町137番1	田	427	(亡) 上野謙一
高崎市新保田中町137番4	田	91	(亡) 上野謙一
高崎市新保田中町137番5	田	466	(亡) 上野謙一

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年4月1日	令和14年6月30日まで (6年3か月間)	28,920円 (年額4,900円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局高崎支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局高崎支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
渋川市赤城町北赤城山字赤城山 13番62	畑	611	(亡) 金子稔

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（畑作）

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第4条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月1日	令和18年4月30日まで (10年間)	61,100円 (年額10,000円/10a)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ 意見の趣旨及びその理由

キ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
昭和村大字川額字赤城山3921番	畑	1,408	(亡) 山口四重五郎

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（畑作）

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第4条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月1日	令和18年4月30日まで (10年間)	90,850円 (年額6,453円/10a)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ 意見の趣旨及びその理由

キ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
昭和村大字川額字赤城山3981番	畑	991	(亡) 藤川彌喜千
昭和村大字川額字赤城山3995番	畑	991	(亡) 金子稔

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（畑作）

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第4条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月1日	令和18年4月30日まで (10年間)	127,880円 (年額6,453円/10a)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ 意見の趣旨及びその理由

キ その他参考となるべき事項

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、伊勢崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の伊勢崎農業振興地域は、伊勢崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和8年群馬県告示第43号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 3 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成11年群馬県告示第491号）後の都市計画法に基づく市街化区域及び上記2に囲まれた区域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（令和6年伊勢崎市告示第89号）後の都市計画法に基づく用途地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、藤岡農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の藤岡農業振興地域は、藤岡市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和8年群馬県告示第44号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年12月31日現在の藤岡市の区域のうち、県有林の全域
- 3 平成17年12月31日現在の鬼石町の区域のうち、国有林野の全域
- 4 上日野字御荷銚山2の4、2の11、2の13、2の16、2の17、2の21から26まで、2の117、2の118、甲2、乙2の甲、乙2の乙、丁2の1、丁2の3、丁2の5、丁2の6、3の15、3の16及び3の239から245までの区域並びにこれらの土地に囲まれた区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画公園 (1) 3・3・7号 西新町南公園 (2) 3・3・16号 備前島公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和7年11月15日

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市行政事業部花と緑の課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 都市計画公園 6・5・2号 太田市北部運動公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市役所行政事業部花と緑の課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画墓園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画墓園 1号八王子山公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市行政事業部花と緑の課

■ 教育委員会規則

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第二号

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則(令和五年群馬県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「**あひ**」を「**あ**」に改め、「又は住民基本台帳カード(住所記簿(あひち))」を削る。

別記様式第十四号、別記様式第十六号及び別記様式第十七号中「**あひ**」を「**あ**」に改める。

別記様式第二十号及び別記様式第二十八号中「**あひ**」を「**あ**」に改め、「又は住民基本台帳カード(住所記簿(あひち))」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を 単位として設けられる支部	届出年月日
中道改革連合群馬県第1区総支部	河村正剛	三森和也	前橋市総社町総社2905-5
	衆議院議員	○	令和8年1月21日
中道改革連合群馬県第3区総支部	長谷川嘉一	塩井早苗	太田市由良町300-1
	衆議院議員	○	令和8年1月22日
中道改革連合群馬県第4区総支部	山田博規	林恒徳	前橋市総社町総社2905-5
	衆議院議員	○	令和8年1月21日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
大塚友広後援会	大塚友広	大塚友広	富岡市上丹生2645-3
	令和8年1月16日		
尾内祐介後援会	井上裕紀	新井政雄	太田市寺井町687
	令和8年1月19日		
西城隼人後援会	西城隼人	西城利治	館林市大街道2-16-41
	令和8年1月6日		
さいとう修一後援会	齋藤修一	齋藤順子	伊勢崎市赤堀今井町1-68-91
	令和8年1月9日		
津久井あつし後援会	津久井篤	津久井美紅	桐生市錦町1-8-11
	令和8年1月5日		
南雲東洋後援会	鈴木義昭	南雲東洋	高崎市中泉町665-4

	令和8年1月29日		
平形いくお後援会	平形郁雄	平形郁雄	吾妻郡高山村中山664-1
	令和8年1月13日		
山口次夫後援会	山口次夫	山口次夫	吾妻郡長野原町長野原193-1
	令和8年1月14日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党群馬県本部	代表者の氏名	水野俊雄	福重隆浩	令和8年 1月22日
立憲民主党群馬県第1区 総支部	代表者の氏名	本郷高明	河村正剛	令和8年 1月19日
	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第一号に係る国会議員 関係政治団体	令和8年 1月19日
立憲民主党群馬県第3区 総支部	代表者の氏名	塩井早苗	長谷川嘉一	令和8年 1月20日
	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第一号に係る国会議員 関係政治団体	令和8年 1月20日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
反町英孝後援会	代表者の氏名	鍋島弘	藤井修一	令和7年 12月18日
	会計責任者の 氏名	狩野広行	鎌田利光	令和7年 12月18日
たじま忠一後援会	会計責任者の 氏名	川村美弥	田島忠一	令和7年 8月31日
東邦労組政策実現の会	会計責任者の 氏名	葛立恵一	下山浩人	令和8年 1月22日
東毛地区老人福祉介護政 治連盟	代表者の氏名	穂積茂	穂積照雄	令和8年 1月22日

穂栄会	政治団体の名称	穂栄会	未来を拓く会	令和8年 1月1日
-----	---------	-----	--------	--------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
明日の渋川をひらく市民の会	田中博	令和7年12月26日
くにまもり太田	岩澤将行	令和7年12月31日
高友会	高木勉	令和7年12月26日
高木つとむ後援会	高木勉	令和7年12月26日
たじま忠一後援会	黒島浩	令和7年12月31日
冬木一俊後援会	冬木一俊	令和7年12月31日
山田としお群馬県後援会	林康夫	令和7年12月31日
吉沢こういち後援会	吉澤美代子	令和7年8月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
西城隼人	館林市議会議員	西城隼人後援会	館林市大街道2-16-41	令和8年 1月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨

の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
高木勉	高友会	令和7年12月26日
冬木一俊	冬木一俊後援会	令和7年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表高崎市選挙管理委員会の項に次のように加える。

高崎市労使会館	高崎市東町80番地1
---------	------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第21号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表1の項中「医療法人社団醫光会 駒井病院」を「駒井病院」に、「医療法人社団三思会 東邦病院」を「東邦病院」に、「医療法人社団醫光会 おうら病院」を「おうら病院」に改める。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「ついでには、」の下に「人事委員会が」を加え、「又は」を「」に改め、「の作業」の下に「又はこれらと同等の作業として人事委員会が認めるもの」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

■ 公安委員会規則

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規則第1号

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則

交番の名称等に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表前橋東警察署の部西片貝町同の項中「西片貝町 同」を「かいがや 同」に、「同 西片貝町一丁目」を「同 上泉町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 議会訓令

群馬県議会訓令第1号

議会事務局

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

群馬県議会議長 井下 泰 伸

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年群馬県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改める。

別記様式第二号、別記様式第十一号及び別記様式第十七号中「別記様式第二号」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、令和八年六月十四日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「旧訓令」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧訓令の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月27日

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,572,100kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社タケエイでんき 東京都港区芝公園二丁目4番1号 A-10階
- 5 落札金額 50,653,517円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月16日

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月27日

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 21,098,500kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社CDエナジーダイレクト 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
- 5 落札金額 358,721,061円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月16日

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月27日

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,707,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月28日

- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社タケエイでんき 東京都港区芝公園二丁目4番1号 A-10階
- 5 落札金額 54,336,415円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月16日

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月27日

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 2,099,200kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額 37,824,281円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月16日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
